

令和 4 年 1 2 月

伊那市議会定例会議案書

令和 4 年 1 1 月 2 5 日

令和４年１２月伊那市議会定例会議案目次

議案第１号	財産（建物）の譲与について……………	3
議案第２号	公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について……………	4
議案第３号	公の施設の指定管理者の指定について……………	6
議案第４号	市道路線の認定について……………	9
議案第５号	市道路線の廃止及び変更について……………	10
議案第６号	伊那市個人情報保護法施行条例……………	12
議案第７号	伊那市個人情報保護審査会条例……………	15
議案第８号	伊那市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例……………	19
議案第９号	伊那市職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例……………	43
議案第10号	伊那市積立基金条例の一部を改正する条例……………	45
議案第11号	伊那市保養センター条例の一部を改正する条例……………	46
議案第12号	伊那市産学官連携拠点施設条例……………	48
議案第13号	高遠しんわの丘ローズガーデン遊園施設条例……………	54
議案第14号	高遠城址公園使用料徴収条例の一部を改正する条例……………	57
議案第15号	令和４年度伊那市一般会計第４回補正予算について……………	58
議案第16号	令和４年度伊那市国民健康保険特別会計第２回補正予算について……………	59
議案第17号	令和４年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第１回補正予算 について……………	60
議案第18号	令和４年度伊那市介護保険特別会計第２回補正予算について……………	61
議案第19号	令和４年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第２回補正予算に ついて……………	62
議案第20号	令和４年度伊那市下水道事業会計第３回補正予算について……………	63

財産（建物）の譲与について

下記のとおり建物を譲与することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 譲与する建物
 - (1) 所在地 伊那市西町 5 0 2 7 番地 1
 - (2) 名 称 西町公民館
 - (3) 構造規模 鉄骨造 3 階建て
9 4 4 . 0 4 平方メートル
- 2 譲与する相手先 伊那市西町 5 0 2 7 番地 1
西町区
代表 渡部 信夫
- 3 譲与する日 令和 5 年 4 月 1 日

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

西町公民館を西町区に譲与するため、提案するものであります。

公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

平成 27 年 9 月 18 日に議決を経た公の施設の指定管理者の指定の期間を下記のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 運動場

施設の名称	指定管理者の名称	現行の指定の期間	変更後の指定の期間
藤沢運動場	藤沢管理委員会	平成28年 1月 1日から 令和 7年12月31日まで	平成28年 1月 1日から 令和 5年 3月31日まで

2 体育館

施設の名称	指定管理者の名称	現行の指定の期間	変更後の指定の期間
藤沢トレーニングセンター	藤沢管理委員会	平成28年 1月 1日から 令和 7年12月31日まで	平成28年 1月 1日から 令和 5年 3月31日まで

3 武道館

施設の名称	指定管理者の名称	現行の指定の期間	変更後の指定の期間
高遠町柔剣道場	藤沢管理委員会	平成28年 1月 1日から 令和 7年12月31日まで	平成28年 1月 1日から 令和 5年 3月31日まで

令和 4 年 11 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定の期間を変更するため、提案するものであります。

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 デイサービスセンター

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
デイサービスセンター春富 ふくじゅ園	社会福祉法人伊那市社会福祉 協議会	令和 5年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで
長谷デイサービスセンター	社会福祉法人伊那市社会福祉 協議会	令和 5年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

2 高齢者生活福祉センター

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
高齢者生活福祉センターく つろぎの家	社会福祉法人伊那市社会福祉 協議会	令和 5年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

3 道の駅南アルプスむら長谷

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
地場産業振興施設	道の駅南アルプスむら長谷管 理組合	令和 5年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

4 農産加工施設

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
高遠町農産物加工施設	高遠町農産加工組合	令和 5年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで
長谷農産物加工施設	農業法人ファームはせ株式会 社	令和 5年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

5 農村公園

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
南アルプス公園	道の駅南アルプスむら長谷管 理組合	令和 5年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

6 運動場

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
藤沢運動場	藤沢区長会	令和 5年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

7 体育館

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
藤沢トレーニングセンター	藤沢区長会	令和 5年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

8 武道館

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
高遠町柔剣道場	藤沢区長会	令和 5年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

9 旧井澤家住宅

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那部宿旧井澤家住宅	伊那部宿を考える会	令和 5年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

1 0 林業振興施設

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
協業活動拠点施設	道の駅南アルプスむら長谷管理組合	令和 5年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

1 1 高齢者専用住宅

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
長谷高齢者専用住宅	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	令和 5年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

1 2 介護予防施設

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
羽広大沢いきいき交流施設	羽広 5 組	令和 5年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで
上溝原いきいき交流施設	羽広 7 組	令和 5年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで

奈良尾いきいき交流施設	奈良尾常会	令和 5年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで
榛原いきいき交流施設	榛原区	令和 5年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで
台殿いきいき交流施設	台殿区	令和 5年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで
花畑いきいき交流施設	花畑町内会	令和 5年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで
上村いきいき交流施設	上村町	令和 5年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで

1 3 旧中村家住宅

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
旧中村家住宅	株式会社シマヲ	令和 5年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

令和 4 年 1 1 月 2 5 日 提 出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいのので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I - 1 6 9 8	原垣外 4 号線	山寺 2384 番 1 先	山寺 2382 番 5 先		メートル 95.0	メートル 5.1
I - 2 5 3 5	日影 2 7 号線	日影 192 番 13 先	日影 192 番 2 先		98.0	6.0

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、宅地造成により整備された道路であり、宅地化が進む地域において市民の日常生活に特に重要であるので、提案するものであります。

市道路線の廃止及び変更について

下記のとおり市道路線の廃止及び変更を行いたいのので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I - 6 1 4 7	東原 4 号線	東春近 6882 番 3 先	東春近 7892 番先		メートル 301.2	メートル 3.0

変更路線

路線番号	路線名		起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I - 6 1 4 3	東原 3 号線	前	東春近 7017 番 1 先	東春近 7481 番先		メートル 800.9	メートル 2.7～3.8
		後	東春近 7846 番 1 先	東春近 7481 番先		470.9	2.7～3.8

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、東原工業団地の造成に伴い、路線を整理するため、提案するものがあります。

伊那市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員及び財産区をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）において使用する用語の例による。

(開示決定等の期限)

第 3 条 開示決定等は、開示請求のあった日の翌日から起算して 15 日以内にしなければならない。ただし、法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(大量な保有個人情報の開示請求に係る開示決定等の期限の特例)

第 4 条 開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して 45 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(費用の負担)

第 5 条 保有個人情報の開示に要した費用は、開示請求者がその実費を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、保有個人情報の写し等の交付に要した費用を減額し、又は免除することができる。

(開示請求に係る手数料)

第 6 条 法第 8 9 条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、零とする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(伊那市個人情報保護条例の廃止)

第 2 条 伊那市個人情報保護条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 9 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 次に掲げる者に係るその業務に関して知り得た旧条例第 2 条第 2 号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際、現に旧条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第 1 2 条、第 2 2 条又は第 2 4 条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 5 号に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際、現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第 1 項第 2 号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第 2 条第 5 号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した

ときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

５ 前２項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第４条 附則第２条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（伊那市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第５条 伊那市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１８年伊那市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１１条中「伊那市個人情報保護条例（平成１８年伊那市条例第１９号）第１１条」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１２条第１項」に改める。

令和４年１１月２５日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の改正に伴い、施行に必要な事項を定めるため、提案するものであります。

伊那市個人情報保護審査会条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 設置及び組織（第 2 条－第 6 条）

第 3 章 審査会の調査審議の手續（第 7 条－第 10 条）

第 4 章 雑則（第 11 条・第 12 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、伊那市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

第 2 章 設置及び組織

（設置）

第 2 条 次に掲げる事項を行うため、伊那市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（1）個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

（2）伊那市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年伊那市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第 45 条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

（組織）

第 3 条 審査会は、委員 5 人で組織する。

（委員）

第 4 条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動

をしてはならない。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員が審査請求人である場合は、当該委員は、当該審査請求の審査に係る会議に出席し、又は当該審査請求の審査に当たることができない。

5 審査請求の審査に係る会議は、非公開とする。

第3章 審査会の調査審議等の手続

(定義)

第7条 この章において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（市の機関及び議会をいう。）をいう。

2 この章において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項又は議会個人情報保護条例第20条第5号、第35条第1項若しくは第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項又は議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要と認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要と認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要と認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第8条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第

76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったとき（諮問庁が議会である場合において、相当する書面又は資料の提出があったときを含む。）は、これらの資料又は主張書面等の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問庁の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第4章 雑則

（委任）

- 第11条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（罰則）

- 第12条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 第2条 この条例の施行の際、現に伊那市個人情報保護条例（平成18年伊那市条例第19号。以下「旧条例」という。）第31条の規定により市に置かれた同条に規定する伊那市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第4条第1項の規定による委嘱を受けた者とみなす。

- 2 この条例の施行の際、現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第31条第5項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に廃止前の旧条例第30条の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

令和４年１１月２５日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の改正に伴い、伊那市個人情報保護審査会に必要な事項を定めるため、提案するものであります。

伊那市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(伊那市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊那市職員の分限に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(降給に関する経過措置)

- 5 当分の間、伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 3 9 号）附則第 1 5 項の措置については、法第 2 7 条第 2 項に規定する降給とみなす。
- 6 前項の降給の処分は、同項に掲げる措置の適用により給料月額が異動することとなった旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(伊那市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊那市職員の定年等に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条－第 5 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条－第 1 1 条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 1 2 条・第 1 3 条）

第 5 章 雑則（第 1 4 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「）第 2 8 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 2 8 条の 3」を「。以下「法」という。）第 2 2 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 2 2 条の 5 第 1 項、第 2 8 条の 2、第 2 8 条の 5、第 2 8 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 2 8 条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「6 0 年」を「6 5 年」に、「6 5 年」を「7 0 年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に、「公務」を「生ずる欠員を容易に補充することができず公務」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その」を「当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に、「の翌日」を「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「、第1項」を「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項」に、「の事由が存しなくなった」を「各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

（1）伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年伊那市条例第39号）

第41条に規定する職

（2）前号に掲げる職に準ずる職として市長が定める職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市長が定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当

該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比して短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、上伊那広域連合、伊那中央行政組合及び長野県上伊那広域水道用水企業団の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、伊那市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年伊那市条例第 号。以下次項において「令和4年改正条例」という。）第2条の規定による改正前の第3条

ただし書に掲げる職員であって、第3条ただし書の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員、第3条ただし書及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（伊那市職員の懲戒に関する条例の一部改正）

第3条 伊那市職員の懲戒に関する条例（平成18年伊那市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「期間」を「期間、その発令の日に受ける」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（伊那市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第4条 伊那市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成18年伊那市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第3号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 伊那市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（伊那市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第5条 伊那市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年伊那市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 伊那市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第11条中第5号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 伊那市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成18年伊那市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項及び同法第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「採用された職員」の次に「で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 伊那市職員の育児休業等に関する条例（平成18年伊那市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 伊那市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第2条の3第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

第10条に次の1号を加える。

(3) 伊那市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第19条の表中

「

第7条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする
第7条第2項及び第8条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第25条第2号	再任用短時間勤務職員	法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）

」を

「

第7条第1項	決定する	決定するものとし、当該職員の給料月額は、当該職員の受ける号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を
--------	------	---

		乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする
第７条第２項及び第８条第２項	決定する	決定するものとし、当該職員の給料月額は、当該職員の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第２５条第２号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第１項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）

」に

改める。

第２０条第２号及び第２１条第１項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第８条 伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成１８年伊那市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「法第２８条の４第１項及び同法第２８条の６第１項の規定により採用された職員（以下「再任用常勤職員」を「法第２２条の４第１項又は法第２２条の５第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に、「法第２８条の５第１項及び法第２８条の６第２項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。））」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第２項中「再任用常勤職員及び再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員」という。））」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第１０条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第１項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に、「とする」を「に、勤務時間条例第２条第３項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」に改め、同条第２項を削る。

第２５条第１号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第２号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第３号中「その者」を「当該職員」に改める。

第 35 条第 1 項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 3 項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第 4 項中「場合は」を「場合には」に改める。

第 48 条第 1 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 2 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 49 条第 3 号及び第 4 号並びに第 50 条第 1 項第 1 号及び第 6 項第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 51 条中「その者」を「当該職員」に改める。

第 52 条第 1 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の 8 項を加える。

（60 歳を超える職員の給与月額の特例）

- 15 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 17 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 6 条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第 7 条並びに第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。
- 16 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 伊那市職員の定年等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 25 号。以下この項において「定年条例」という。）第 3 条ただし書に規定する医師及び歯科医師が占める職員
 - (3) 定年条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する異動期間（同項又は同条第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第 6 条に掲げる職を占める職員
 - (4) 定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 17 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第 19 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特

定日に附則第 15 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 6 条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 6 条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 19 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 15 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 17 項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 20 附則第 17 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 15 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 21 当分の間、附則第 15 項の規定の適用を受ける職員のうち、第 44 条の規定により初任給調整手当を支給される職員に対する第 45 条の規定の適用については、同条中「市長が定める調整数を乗じて得た額」とあるのは、「市長が定める調整数を乗じて得た額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）」とする。
- 22 附則第 15 項から前項までに定めるもののほか、附則第 15 項の規定による給料月額、附則第 17 項の規定による給料その他附則第 15 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第 1 の行政職給料表、医療職給料表(1)及び医療職給料表(2)中

「

職員の区分
再任用職員以外の職員

再任用職員

」を

「

職員の区分

定年前三任用短時間勤務職員以外の職員

定年前三任用短時間勤務職員

」に

改める。

（伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第9条 伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例（平成18年伊那市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（伊那市の休日を定める条例（平成18年伊那市条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を、「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第4条第1項第1号及び第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に、「額（以下）」を「額（以下この項及び第5項において）」に改める。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする。」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）

を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が４年から第１項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第１項及びこの項の規定による期間に算入しない。」に改め、同条第１１項第５号中「第４条第８項」を「第４条第９項」に改める。

第１３条第１項第１号及び第５項第２号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第１４条の見出し及び同条第１項第１号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第２号及び第３号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第１５条第１項中「にあつては」を「には」に改め、同項第１号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第２号及び第３号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第１７条第１項中「この条において同じ」を「この項から第６項までにおいて同じ」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第２項及び第３項中「にあつては」を「には」に改め、同条第４項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第５項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第７項中「第５条の３まで」の次に「及び附則第１９項から第２６項まで」を加える。

附則第８項中「第５条の２」の次に「及び附則第２２項」を加える。

附則第９項中「第５条」の次に「又は附則第２０項」を加える。

附則第１８項中「令和４年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に改め、附則に次の８項を加える。

１９ 当分の間、第４条第１項の規定は、１１年以上２５年未満の期間勤続した者であつて、６０歳に達した日以後における最初の３月３１日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則第１９項」とする。

２０ 当分の間、第５条第１項の規定は、２５年以上の期間勤続した者であつて、６０歳に達した日以後における最初の３月３１日以後その者の非違によることな

く退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則第２０項」とする。

２１ 前２項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

（１）伊那市職員の定年等に関する条例（平成１８年伊那市条例第２５号）第３条ただし書に規定する職員

（２）給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として市長が定める職員

２２ 伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成１８年伊那市条例第３９号）附則第１５項の規定による職員の給料月額の見直しは、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

２３ 当分の間、第４条第１項第４号並びに第５条第１項第３号、第６号及び第７号に掲げる者に対する第５条の３及び第６条の３の規定の適用については、第５条の３中「定年から」とあるのは「定年（附則第２１項各号に掲げる職員以外の職員にあっては６０歳とし、同項各号に掲げる職員にあっては６５歳）から」と、同条の表の第４条第１項及び第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第６条の３の表の第６条の項、第６条の２第１号の項及び第６条の２第２号の項中「定年」とあるのは「定年（附則第２１項各号に掲げる職員以外の者にあっては６０歳とし、同項各号に掲げる職員にあっては６５歳）」とする。

２４ 当分の間、第４条第１項第４号及び第５条第１項（第１号及び第５号を除く。）に規定する者に対する第５条の３及び第８条の２の規定の適用については、第５条の３及び第８条の２第１項第１号中「２０年を」とあるのは「１５年を」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第５条の３本文中「退職の日において定められているその者に係る定年から」とあり、及び第８条の２第１項第１号中「定年から」とあるのはそれぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

附則第２１項各号に掲げる職員以外の職員	６０歳から
附則第２１項各号に掲げる職員	６５歳から

２５ 当分の間、第５条第１項第２号及び第４号に掲げる者であって前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日以前に退職したときにおける第５条の３及び第６条の３の規定の適用については、第５条の３の表の第４条第１項及び第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第６条の３の表の第６条の項、第６条の２第１号の項及び第６条の２第２号の項中「１００分の３（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が１年である職員にあっては、１００分の２）」とあるのは、「附則第２４項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日における

その者の年齢との差に相当する年齢に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 26 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第24項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表の第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表の第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、
「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（伊那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 第10条 伊那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年伊那市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第28条の5第1項及び第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「（地方公務員法第28条の4第1項及び第28条の6第1項の規定により採用された職員（次項において「再任用常勤職員」という。）を除く。）」を削り、同条第4項中「再任用常勤職員及び再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「、単身赴任手当」及び「、管理職員特別勤務手当、管理職手当」を削る。

（伊那市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

- 第11条 伊那市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年伊那市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（伊那市職員の再任用に関する条例の廃止）

- 第12条 伊那市職員の再任用に関する条例（平成18年伊那市条例第23号）は、廃止する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第９条中伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例第１０条第１１項第５号の改正規定及び附則第１８項の改正規定並びに附則第２９項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第９条中伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例第１０条第４項の改正規定（「」とする。」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が３０日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が４年から第１項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第１項及びこの項の規定による期間に算入しない。」に改める部分に限る。）は、令和４年７月１日から適用する。
- 3 第９条中伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例第２条第２項の改正規定（「含む。」の次に「第１０条第２項において「勤務日数」という。」を、「１８日」の次に「（１月間の日数（伊那市の休日定める条例（平成１８年伊那市条例第３号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が２０日に満たない日数の場合にあつては、１８日から２０日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第１０条第２項において「職員みなし日数」という。）」を加える部分に限る。）及び第１０条第２項の改正規定は、令和４年１０月１日から適用し、同日前の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算については、なお従前の例による。

（伊那市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）
- 4 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第２条の規定による改正前の伊那市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第４条第１項又は第２項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第２条の規定による改正後の伊那市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第４条第１項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第２条に規定する定年退職日の翌日から起算して３年を超えないことができる。
- 5 任命権者は、基準日（施行日、令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和１１年４月１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第３条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第３条本文に

規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市長が定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該市長が定める職にあっては、市長が定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 6 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第4項の規定による勤務について準用する。

(伊那市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 7 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第12項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第4項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項、次項、附則第12項、第13項、第15項、第16項、第18項又は第19項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

- 8 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第 2 条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第 12 条の規定により採用された者のうち、令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新定年条例第 13 条第 1 項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第 22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 9 前 2 項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前 2 項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 10 暫定再任用職員（附則第 7 項、第 8 項、第 12 項、第 13 項、第 15 項、第 16 項、第 18 項又は第 19 項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 11 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 12 任命権者は、附則第 7 項の規定によるほか、上伊那広域連合、伊那中央行政組合及び長野県上伊那広域水道用水企業団における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 13 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、附則第 8 項の規定によるほか、上伊那広域連合、伊那中央行政組合及び長野県上伊那広域水道用水企業団における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 14 前 2 項の場合においては、附則第 9 項から第 11 項までの規定を準用する。

- 1 5 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第7項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。附則第18項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 1 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第8項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第19項及び第28項において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 1 7 前2項の場合においては、附則第9項から第11項までの規定を準用する。
- 1 8 任命権者は、附則第15項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、上伊那広域連合、伊那中央行政組合及び長野県上伊那広域水道用水企業団における附則第7項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 1 9 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第16項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、上伊那広域連合、伊那中央行政組合及び長野県上伊那広域水道用水企業団における附則第8項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

20 前2項の場合においては、附則第9項から第11項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

21 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

22 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

23 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

24 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

25 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第7項から第20項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項から附則第27項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

26 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

27 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第25項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(伊那市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

28 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市長が定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該市長が定める短時間勤務の職にあっては、市長が定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該市長が定める短時間勤務の職にあっては、市長が定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

29 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（伊那市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

30 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）のうち、短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員に対する第5条の規定による改正後の伊那市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の適用については、同項第1号中「定めて任用される職員」とあるのは「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員以外の職員を除く。）」とする。

（伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

31 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、同条例の規定を適

用する。

（伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の伊那市職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

（伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 3 第 8 条の規定による改正後の伊那市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職給与条例」という。）附則第 1 5 項から第 2 2 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 3 4 暫定再任用職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の一般職給与条例第 2 条第 1 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

- 3 5 暫定再任用職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員以外の職員の給料月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の一般職給与条例第 5 条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、第 6 条第 3 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 3 6 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 7 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の一般職給与条例第 5 条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、第 6 条第 3 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同条第 1 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の一般職給与条例第 2 5 条及び第 3 5 条第 2 項の規定を適用する。

- 3 9 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の一般職給与条例第 4 8 条第 2 項の規定を適用する。

- 4 0 改正後の一般職給与条例第 5 1 条の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の改正後の一般職給与条例第 5 2 条第 1 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び伊那市職員の

分限に関する条例等の一部を改正する条例（令和４年伊那市条例第 号）附則第 30 項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第２号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

4 1 伊那市一般職の職員の給与に関する条例第 7 条から第 9 条まで、第 3 章、第 4 章、第 10 章及び第 13 章の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

4 2 附則第 33 項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に必要な事項は、市長が別に定める。

（伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 3 暫定再任用職員に対する第 9 条の規定による改正後の伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「常時勤務に服することを要するもの」とあるのは「常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員を除く。次項において同じ。）」とする。

（伊那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 4 令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された企業職員（以下この項及び次項において「暫定再任用企業職員」という。）のうち、短時間勤務の職を占める暫定再任用企業職員は、第 10 条の規定による改正後の伊那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

4 5 伊那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 5 条、第 6 条、第 16 条及び第 19 条の規定は、暫定再任用企業職員には適用しない。

令和 4 年 11 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行等に伴い、職員の定年引上げ等に関する所要の改正をするため、提案するものであります。

伊那市職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市職員の旅費等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

市長等	19円	2,600円	13,100円	11,800円を上限 とした実費額	2,600円
一般職の 職員等	19円	2,200円	10,900円	9,800円を上限 とした実費額	2,200円

」を

「

市長等	37円	2,600円	13,100円	11,800円を上限 とした実費額	2,600円
一般職の 職員等	37円	2,200円	10,900円	9,800円を上限 とした実費額	2,200円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

1 キロメートル当たりの車賃を改正するため、提案するものであります。

伊那市積立基金条例の一部を改正する条例

伊那市積立基金条例（平成 18 年伊那市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

ごみ処理施設整備基金	ごみ処理施設の整備、維持管理等に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
------------	-------------------------------	---------

」を

「

廃棄物処理施設整備基金	廃棄物処理施設の整備、維持管理等に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
-------------	--------------------------------	---------

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

ごみ処理施設整備基金の名称、目的及び用途を改めるため、提案するものであります。

伊那市保養センター条例の一部を改正する条例

伊那市保養センター条例（平成 18 年伊那市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

羽広荘	伊那市西箕輪 3822 番地 30
高遠さくらホテル	伊那市高遠町勝間 217 番地

」を

「

高遠さくらホテル	伊那市高遠町勝間 217 番地
----------	-----------------

」に

改める。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

保養センターの宿泊の場合の使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 高遠さくらホテル 午後 3 時から翌日午前 10 時まで
- (2) 仙流荘 午後 3 時から翌日午前 10 時まで
- (3) 入野谷 午後 3 時から翌日午前 10 時まで

第 5 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

別表の 1 中「羽広荘、」を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

羽広荘を廃止するため、提案するものであります。

伊那市産学官連携拠点施設条例

(設置)

第 1 条 本市の地域資源を生かした農林業等を確立させ、産学官の連携により持続可能な地域社会を構築するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項の規定により、伊那市産学官連携拠点施設（以下「連携拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 連携拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊那市産学官連携拠点施設

位置 伊那市西箕輪 7200 番地 27

(連携拠点施設の用途)

第 3 条 連携拠点施設に次の施設を置く。

(1) 共用施設（多目的ホール、会議室、ウェブルーム、キッチン及び展示コーナーをいう。以下同じ。）

(2) オフィス専用施設（貸オフィスをいう。以下同じ。）

(指定管理者による管理)

第 4 条 連携拠点施設の管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、連携拠点施設において、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 共用施設の使用の許可、使用の停止等に関する業務

(2) 連携拠点施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、連携拠点施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開館時間及び休館日)

第 6 条 共用施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで

(2) 休館日 火曜日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、共用施設の開館時間及び休館日を変更することができる。

(オフィス専用施設の使用対象者)

第 7 条 オフィス専用施設を使用することができる者は、オフィス専用施設において地域資源を生かした農林業等の新たな取組を行う個人、法人又は団体のうち、次の各号のいずれかに該当する者であって、市長が使用をさせることが適当であると認めたものとする。

- (1) 拠点となる事務所を有する者で、オフィス専用施設を使用した後において、新たに市内へ事務所を開業しようとしているもの
- (2) 新規に事業を開始しようとする者で、市内へ拠点となる事務所を開業しようとしているもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に適当と認める者は、オフィス専用施設を使用することができるものとする。

(共用施設の使用の許可)

第8条 共用施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(オフィス専用施設の使用の許可)

第9条 オフィス専用施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(オフィス専用施設の使用期間)

第10条 オフィス専用施設の使用期間は、3年以内とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、使用期間を延長することができる。

(使用許可の制限)

第11条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるとき。
- (2) 施設等を毀損し、又は汚損するおそれのあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認めるとき。
- (4) 連携拠点施設の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が使用を不適当と認めるとき。

(利用料金)

第12条 連携拠点施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 オフィス専用施設の利用者は、オフィス専用施設の利用料金を毎月末までに納入しなければならない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第14条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が、自己の責めによらない理由で使用できなくなったとき。

(2) 使用者が使用開始日前 7 日までに使用許可の取消しを申請した場合において、指定管理者が、相当の理由があると認めたとき。

(使用者の費用負担)

第 15 条 オフィス専用施設において、次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1) 使用者が使用するオフィス専用施設の光熱水費及び通信費

(2) 使用者の責めに帰すべき事由によって生じたオフィス専用施設の修繕等に要する費用

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める費用

(目的外使用等の禁止)

第 16 条 使用者は、許可を受けた目的以外に連携拠点施設を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第 17 条 使用者は、連携拠点施設に特別の設備等をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、使用者の負担において設備等をさせることができる。

(物品の販売)

第 18 条 使用者は、物品の販売その他これに類する行為をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第 19 条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、連携拠点施設の使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市長又は指定管理者は、その責めを負わない。

(1) 使用者が、この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が、使用許可の内容又は条件に違反したとき。

(3) 使用許可の申請に偽りがあったとき。

(4) 市税及び分担金、使用料その他の歳入を納期限までに納付しないとき。

(5) 第 11 条各号の規定のいずれかに該当したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者において必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第 20 条 使用者は、連携拠点施設の使用を終了したとき、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用は使用者が負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第 21 条 使用者は、使用に際し施設等に損害を与えた場合には、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めたとき。

きは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（市長による管理）

第 22 条 第 4 条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、連携拠点施設の管理を自ら行うことができる。

2 前項の規定により市長が連携拠点施設の管理を行う場合における第 6 条、第 8 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条及び別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 6 条	指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは
第 8 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条	指定管理者	市長
別表	（第 12 条関係）	（第 23 条関係）
別表	利用料金	使用料

（使用料）

第 23 条 第 12 条の規定にかかわらず、市長が管理する連携拠点施設を使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 オフィス専用施設の利用者は、オフィス専用施設の使用料を毎月末までに納入しなければならない。

（使用料の減免）

第 24 条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第 25 条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

（1）利用者が、自己の責めによらない理由で使用できなくなったとき。

（2）利用者が使用開始日前 7 日までに使用許可の取消しを申請した場合において、市長が、相当の理由があると認めたとき。

（委任）

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 12 条関係）

施設等利用料金

1 共用施設

区分	単位	利用料金
多目的ホール	1 時間につき	8 0 0 円
会議室（大）	1 時間につき	4 0 0 円
会議室（小）	1 時間につき	1 0 0 円
ウェブルーム（1 人用）	1 時間につき	1 0 0 円
ウェブルーム（2 人用）	1 時間につき	2 0 0 円
キッチン	1 時間につき	2 5 0 円
展示コーナー	1 週間につき	1, 0 0 0 円

2 オフィス専用施設

区分	利用料金（月額）
貸オフィス（大）	2 1 6, 0 0 0 円
貸オフィス（中）	8 9, 0 0 0 円
貸オフィス（小）	4 4, 0 0 0 円

3 附属設備

区分	単位	利用料金
ウェブ会議機器	1 回	5 0 0 円
映写関連機器	1 回	5 0 0 円

4 冷房又は暖房

区分	単位	利用料金
多目的ホール	1 時間につき	1 0 0 円
会議室（大・小）	1 時間につき	5 0 円
ウェブルーム	1 時間につき	5 0 円

備考

- 1 附属設備の利用料金の額は、1 日を超えない期間を1 回としたものとする。
- 2 オフィス専用施設の使用期間が1 月に満たない場合は、当該月の現日数を基礎として日割りにより算定する（この額に1 0 円未満の端数があるときは、切り捨てる。）。

令和4 年1 1 月2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那市産学官連携拠点施設を設置するため、提案するものであります。

高遠しんわの丘ローズガーデン遊園施設条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、伊那市都市公園条例（平成 18 年伊那市条例第 152 号）に定める高遠花の丘公園内にある高遠しんわの丘ローズガーデン（以下「ローズガーデン」という。）における移動の利便性を向上させるため、遊園施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 ローズガーデンに遊園施設として、電動乗用カート（以下「乗用カート」という。）を設置する。

(利用期間及び利用時間)

第 3 条 乗用カートを利用できる期間は、5 月から 10 月までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 乗用カートを利用できる時間は、午前 10 時から午後 4 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第 4 条 乗用カートを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるとき。

(2) 乗用カート並びにローズガーデンの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認めるとき。

(4) 乗用カートの管理及び運営上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第 6 条 乗用カートの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 7 条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 8 条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、利用者が自己の責めによらない理由で利用できなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第 9 条 利用者は、許可を受けた目的以外に乗用カートを利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、乗用カートの利用許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用条件を変更することができる。この場合において、利用者に生じた損害については、市長は、その責めを負わない。

(1) 利用者が、この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 利用者が、利用許可の内容又は条件に違反したとき。

(3) 利用許可の申請に偽りがあったとき。

(4) 第 5 条各号の規定のいずれかに該当したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認めたとき。

(損害賠償の義務)

第 11 条 利用者は、利用に際し施設等に損害を与えた場合には、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 6 条関係)

乗用カート使用料

単位	使用料
1 台 1 周	1,000 円

備考

1 1 台の乗車定員は、5 人を上限とする。

2 1 周に要する時間は、60 分を上限とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

3 上限の時間を超えて利用する場合は、10 分につき、300 円を加算する。

4 利用時間に 10 分未満の端数が生じたときには、当該 10 分未満の端数は、10 分とみなす。

令和 4 年 11 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

高遠しんわの丘ローズガーデンの乗用カート使用料等を定めるため、提案するもの
であります。

高遠城址公園使用料徴収条例の一部を改正する条例

高遠城址公園使用料徴収条例（平成 18 年伊那市条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 1 中

「

自動二輪車	200 円
原動機付自転車	

」を

「

自動二輪車	500 円
原動機付自転車	200 円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

高遠城址公園の駐車場使用料を改定するため、提案するものであります。

令和 4 年度伊那市一般会計第 4 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市一般会計第 4 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市国民健康保険特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市国民健康保険特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市下水道事業会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市下水道事業会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝